

事業事前評価表

国際協力機構産業開発・公共政策部法・司法課

1. 案件名

国名：中華人民共和国

案件名：市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備プロジェクト

The Project on Legal Development for Improvement of Market Economy and People's Wellbeing

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における法・司法セクターの現状と課題

中国は、2020年までに「ゆとりのある社会（小康社会）」を構築し、法に基づき国を統治する（「依法治国」）基本方策を実施することを目標に、全国人民代表大会（全人代）常務委員会の立法業務担当機関である法制工作委员会（法工委）において立法作業が進められている。

一方、中国の経済・社会の急激な発展に伴い、既存の法令によっては解決できない新タイプの課題が増加し、社会・経済の実情や現代の国際基準を反映した法改正が急務となっている。例えば、新タイプの事件に対応した行政訴訟法の改正が必要となっている。また、経済発展方式の転換に対応した環境整備のため、会社法や著作権法等、経済関連法の改正が必要である。その他、国民生活の補償改善に向けた社会保障関連の法律や、環境・資源保護に向けた環境保護法、土地管理法の改訂は喫緊の課題である。

法工委では、法案の起草にあたり、外国の立法経験を研究し、参考にしている。特に日本は比較的成熟した法制度と運用の経験を有しており、日本の関係法制度を研究する意義は大きいと理解されている。

また、法工委は、法律起草体制や立法後の事後評価など立法の質を高めるための制度や、法制度の有効な実施を保障するための制度の改善にも取り組んでいる。

(2) 当該国における法・司法セクターの開発政策と本事業の位置づけ

2013年3月第12次全人代常務委員会において発足した新体制の下、5か年立法計画が採択された。この全人代の5か年立法計画で制定・改訂の対象となった法令は、期間内に草案が確実に起草され、その殆どが期間内に制定・改訂される。立法計画では、「市場経済の健全な発展のための整備」「民生の保障」「環境保全と生態系の保護、環境友好型社会の構築のための環境保護関連法律」の3点が重点分野として挙げられており、本事業は立法計画の重点分野に沿った協力を実施する。

(3) 法・司法セクターに対する我が国及びJICAの援助方針と実績

我が国は、「対中国経済協力計画（2001）」において、「改革・開放支援」の中で「経済秩序の維持、経済関連法令の整備」を援助重点分野に掲げ、「健全な市場経済化

の推進に向けた政府の能力強化プログラム」の下で、法工委に対し立法に関する知見の提供を実施してきている。

また、「法制度整備支援に関する基本方針(2013年5月)」では、中国に対して、日本企業の円滑な活動及び法の支配に基づいた健全なガバナンスの確立のための協力を行っていくこととされている。

(4) 他の援助機関の対応

GIZは、「中独法律協力プログラム(2000-2014)」において、法工委に対し訪独研修、現地セミナーを通じて、個々の法律に関する助言を行っている。

UNDPは、2007年から法工委に対し、パブリックコメント制度や法律アーカイブの整備など、立法・政策立案システムの改善に対する協力を実施し、近年は特に「住民参加体制(パブリックコメント)の促進」に力を入れている。

本事業が行う日本の法制度に関する知見の提供とこれら援助機関の行う支援とは重複せず、むしろ多角的な知見の提供が相乗効果を発揮することが期待される。

3. 事業概要

(1) 事業目的(協力プログラムにおける位置づけを含む)

本事業は、中国において、日本の関連法制度と運用に関する研究成果の取り纏め及び日本の立法過程及び立法後評価(政策評価)の経験に関する研究成果の取り纏めを行うことにより、日本の立法経験を参考にした、質の高い、有効に実施可能な中国の経済、社会分野の法律制定・改正作業の促進を図り、もって、中国の経済体制改革の深化、民生の保障・改善、資源節約型・環境友好型社会の構築を支える法制度の構築に寄与するものである。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名: 北京

(3) 本事業の受益者(ターゲットグループ)

中国国内の法整備に関わる機関(法工委、地方人民代表大会、国务院関連部門、最高人民法院等)及び大学研究機関の研究者等

(4) 事業スケジュール(協力期間)

2014年6月16日～2017年6月15日を予定(計36ヶ月)

(5) 総事業費(日本側)

約2.2億円(予定)

(6) 相手国側実施機関

全人代常務委員会法工委弁公室

全人代常務委員会法工委弁公室は全人代の常設機関であり、立法業務を担う法工委の各室(立法計画室、民法室、経済法室、国家法室、行政法室、社会法室、刑法室、法規審査備案室及び研究室)の上位に位置し、各室の取り纏めを行う機関である。

(7) 投入(インプット)

1) 日本側

- ・ 長期専門家派遣:【36M/M】(12M/M×1名×3年):法整備アドバイザー
- ・ 短期専門家派遣
- ・ 研修員受け入れ

2) 中国側

- ・ カウンターパート配置

プロジェクトディレクター: 法工委弁公室主任

プロジェクトマネージャー: 法工委弁公室の国際業務を担当する副主任

プロジェクトの活動に関連した職員

- ・ 研修・研究会

本邦研修参加者の人件費・中国国内旅費(交通費、日当、宿泊料等)

本邦研修参加者の半数の日中往復航空賃

中国での研究会開催費用(会場借料、会場設営費、中国側参加者の人件費・旅費(交通費、日当、宿泊料等)等)。

- ・ 情報提供

本邦研修・研究会等プロジェクト活動の実施に必要な情報であって、日本側に提供可能なものの提供

(8) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境に対する影響/用地取得・住民移転

①カテゴリ分類:C

②カテゴリ分類の根拠

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性および影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) ジェンダー・平等推進・平和構築・貧困削減

特になし

3) その他

(9) 関連する援助活動

1) 我が国の援助活動

法工委行政法室を対象として実施中の研修事業「行政訴訟法及び行政関連法(2012年-2015年)」と密接な連携を図っていく。

2) 他ドナー等の援助活動

上述した GIZ、UNDP の活動のうち、UNDP において大使館や NGO、弁護士会等によるラウンドテーブルを定期的で開催していることから、今後 JICA 中国事務所をフォーカルポイントとし、情報共有を図っていく。

4. 協力の枠組み

(1) 協力概要

1) 上位目標:

中国の経済体制改革の深化、民生の保障・改善、資源節約型・環境友好型社会の構築を支える法制度が構築される。

指標:

新規制定・改正された法令及びその運用が、中国五カ年計画等中国の経済体制改革、民生保障、資源節約・環境保全等の政策に合致している。

3) プロジェクト目標:

日本の立法経験を参考にした、質の高い、有効に実施可能な中国の経済、社会分野の法律制定・改正作業が促進される。

指標:

- ・ 対象法令の法案作成に際して、研究成果で取りまとめられた知見が参照される。
- ・ 対象法令の法案作成に際して中国の社会・経済の実情やニーズが参照される。
- ・ 対象法令の法案作成に際して執行・運用機関の実務体制に関する情報が参照される。
- ・ 対象法令の法案作成に際して国際基準が参照される。

4) 成果

- ・ プロジェクトで対象とした法令に関し、中国における当該法分野の立法に役立てるため、日本の関連法制度と運用に関する研究成果が取り纏められる。
- ・ 中国における立法過程及び法の執行の質の向上に役立てるため、日本の立法過程及び立法後評価（政策評価）の経験に関する研究成果が取り纏められる。

5. 前提条件・外部条件（リスク・コントロール）

(1) 前提条件

特になし

(2) 外部条件

- ・ 中国五カ年計画その他の国家戦略文書において、大幅な政策の変更がない。
- ・ プロジェクト実施に係る組織体制に大幅な変更がない。

6. 評価結果

本事業は、中国の開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、また計画の適切性が認められることから、実施の意義は高い。

7. 過去の類似案件の教訓と本事業への活用

(1)類似案件の評価結果

中国「経済法・企業法整備プロジェクト(2004年-2009年)」では、5年ごとに設定される全人代の立法スケジュールに対応する必要があることから、多様なニーズに機動的に対応できる体制の整備や柔軟性とスピード感が求められるとの教訓が得られた。また、中国「民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト(2007年～2010年)」では立法計画そのものに変更が生じ、中国側による情報提供に制限があるという事態が生じたものの、長期専門家の日常的なコミュニケーションや情報・背景事情把握に努めることで、信頼関係が構築され、プロジェクト活動が円滑に実施された。

(2)本事業への教訓

本事業においても、中国側の立法スケジュールに合った柔軟かつスピード感のある支援が必要となると共に、中国側の日常的なコミュニケーションを取る必要がある。

このため、本事業においては、上記教訓を踏まえ、第12期全人代常務委員会立法計画に基づく各年度の立法計画に沿った柔軟な対象法令の選定を可能とするよう、各年度に開催するJCCで活動計画を策定するほか、国内支援体制を充実させ、長期専門家支援体制を構築するなどの対応を行っている。また、長期専門家によるコミュニケーションに基づく情報収集に留意する。

8. 今後の評価計画

(1)今後の評価に用いる主な指標

4. (1)のとおり。

(2)今後の評価計画

事業終了3年後 事後評価

以上